

**令和8年度整備予定
中津市地域密着型サービス指定候補事業者公募要項**

**令和7年7月
中津市健康福祉部介護長寿課**

1. 公募の趣旨

中津市(以下「市」という。)では、「第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画(令和6年度～8年度)」において、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域ごとに、公的介護保険施設などの整備数及び整備時期を定め、計画的な基盤整備を進めています。

このうち、地域密着型サービスの基盤整備にかかる事業者の選定にあたっては、地域の特性を活かし利用される方に対して、より質の高いサービスを確保し、さらに、選定を公正かつ公平に、また円滑に行う観点から、令和8年度に市内で下記2に掲げる地域密着型サービスの整備を計画している事業者を対象に、公募により行います。

2. 公募する地域密着型サービスの種類

令和8年度整備予定として公募する地域密着型サービスの種類は、次のとおりです。

区分	サービスの種類	必要整備数	登録定員数
1	小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護	1か所	29人以下

3. 施設整備に関する補助金

前記1の公募により選定された事業者(以下「指定候補事業者」という。)に対しては、その施設整備について、大分県介護サービス基盤整備事業の補助金の交付による支援措置を行うことを予定しています。ただし、当該補助金は大分県が審査、採択を行うため必ずしも交付されるものではありません。また、補助金の額に係る補助単価も減額される可能性もあります。

※参考

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

区分	補助単価	補助対象経費
小規模多機能型居宅介護 または看護小規模多機能型居宅介護	39,600千円	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助単価	補助対象経費
小規模多機能型居宅または 看護小規模多機能型居宅 介護	宿泊定員1人あ たり989千円	円滑な開所に必要な需用費、使用料及 び賃借料、備品購入費(備品設置に伴 う工事請負費を含む。)、報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、旅費、役 務費、委託料又は工事請負費

補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準ずること、また、補助金の交付決定の内容に基づき、施設整備に係る入札、契約等の実際の工事等に着手することとなります。さらに、補助金の交付を令和8年度に予定していることから、補助金の交付に関する事務を令和9年3月末までに完了している必要があります(原則として翌年度への繰越しは予定していません。)

市からの施設整備に係る補助金や県補助金に対して市からの上乗せ等の補助は一切ありませんので、あらかじめご承知おきください。

その他、施設整備に関する補助金の交付に関しては、大分県介護サービス基盤整備事業実施要領及び大分県介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱並びに中津市介護サービス基盤整備事業費補助金交付要綱によるものとします。

4. 応募資格

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 法人及び代表者に市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団関係者(中津市暴力団排除条例(平成23年中津市条例第3号)第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けていない法人であること。
- (4) 事業資金の確保が確実に担保され長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (5) 過去3年間継続して決算状況が営業活動において赤字でないこと、および債務超過の状態でないこと。
- (6) 施設整備を行おうとする土地(以下「整備予定地」という。)、建物は、事業運営主体が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。なお、賃貸借契約の場合は、事業継続に支障がない賃貸借期間を設定すること。
- (7) 整備予定地周辺の地域住民に事業説明を行い、理解が得られていること。

5. 立地条件

- (1) 整備予定地については、事業を安定的、継続的に実施していくため、原則、施設を設置しようとする法人が所有権を有すること。
- ※ 用地を新たに購入する場合は、指定候補事業者として選定された後でも可としますが、選定の際は、土地売買確約書等の書面で用地確保について審査します。

- (2) 所有権の取得が困難な場合は、指定候補事業者として選定された後、貸与を受ける土地には、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を営営する事業開始以降10年以上の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (3) 整備予定地を新たに借用し、土地賃貸借契約等を締結する場合は、指定候補事業者として選定された後でも可としますが、選定の際は、土地賃貸借仮契約書等の書面で、用地確保について審査します。
- (4) 土地賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性などから、無料又は極力低額であることが望ましく、また、事業者が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
- (5) 整備予定地には、設定しようとする所有権や地上権等に対抗できる権利(抵当権等)が設定されていないこと。
- (6) 整備予定地が海拔4m以上の区域であること。
※ 対象地域の確認は「中津市防災マップ」を参照してください。「中津市防災マップ」は市の総務部防災危機管理課で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。
防災関連マップ <https://nakatsu-bosai.jp/maplist/>
- (7) 整備予定地が、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域として指定している区域にはないこと。
- (8) 整備予定地は、公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。
- (9) 整備予定地の土地利用や建物の建築にあたっては、様々な規則や制限、各種法令、規則等に適合している必要があり、所管官庁との協議や許可等に時間を要することがありますので、応募にあたっては、各種法令、規則等に適合し、かつ、実現可能な事業計画であるか等、各制度の所管官庁等へ必ず事前に確認してください。
- (10) 小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されていない日常生活圏域(市内中学校区を単位とするもの、別紙1および2を参照)を優先とする。

6. 建設条件

- (1) 自然公園法、文化財保護法、土砂災害法、農地法、都市計画法、建築基準法、消防法、老人福祉法、介護保険法等の関係法令及び関係通知のほか、関係する大分県条例及び中津市条例の規定を遵守すること。
- (2) 隣接住民、自治会等に対し、十分な説明をすること。

7. 施設整備等の条件

施設の人員配置、設備及び運営に関する基準等及び地域密着型介護サービス費の額(介護報酬)については、中津市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年中津市条例第14号)及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告

示第126号)のほか、関係法令及び関係通知を遵守すること。

8. 選考方法

- (1) 応募申請書及び事業計画書等(以下「関係書類」という。)を審査します。
- (2) 必要に応じて事業所予定地の現地調査を行います。(8月下旬)
- (3) 地域密着型サービス指定候補事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で、関係書類に基づいてヒアリングを行います。(9月中旬)
- (4) 選定委員会で、本事業に対する考え方や理解度、基本計画図面、運営体制等について項目別に評価して選考します。(9月下旬)
- (5) 指定候補事業者を決定するに当たっては、中津市介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を聴取します。(10月中旬)
- (6) 指定候補事業者は、選定委員会の報告及び運営協議会の意見に基づき、市長が決定します。(10月下旬)
- (7) 指定候補事業者の選定は、地域密着型サービス事業者としての指定が確約されたものではありません。地域密着型サービス事業者の指定を受けるためには、改めて指定の申請が必要です。

9. 受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和7年7月7日(月)～8月8日(金)

受付時間:午前9時～午後5時15分(土・日・祝祭日除く)

※受付期間経過後の受付は一切いたしません。

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上、御来庁願います。

(2) 提出場所

中津市役所 健康福祉部 介護長寿課 介護係(中津市役所本庁1階)

10. 提出書類

(1) 申し込みに関する提出書類

番号	提出書類	備 考	様式
1	応募申請書		様式1
2	定款、寄附行為等	最新のもの	
3	法人登記簿謄本	3ヶ月以内に発行されたもの	
4	納税証明書	法人及び代表者の納税証明書又は滞納のない証明書(市税関係)(直近のもの)	
5	事業者概要調書	事業経歴、実績、現在運営している施設又は事業に関する資料	様式2
6	代表者経歴書	資格を証明する書面(写)、研修受講を証明する書面(写)を添付	様式3
7	管理者経歴書	資格を証明する書面(写)、研修受講を証明する書面(写)を添付	様式4
8	計画作成担当者経歴書	資格を証明する書面(写)、研修受講を証明する書面(写)を添付	様式5
9	事業計画書	理念・運営方針、事故防止・安全対策、利用者への対応、地域との連携、運営推進会議の構成等	様式6
10	基本計画図面	建物概要(構造、延床面積等)、平面図(室別面積が記入してあるもの)、完成予定図(立面図)、事業予定所在地(付近)の見取図、配置図、各室面積表、現況写真等	様式任意
11	収支・資金計画書	収支計画(事業開始後2ヵ年分)、建設資金計画、開設時運転資金計画等	様式任意
12	事業予定の土地、建物の権利確認書類	土地・建物登記簿謄本の写し、借地・借家契約の写し、借地・借家に関する合意書等	様式任意
13	従事職員関係書類	資格・経験(資格を証明する書面(写))、雇用形態(常勤職員とその他の職員について)、配置人員(従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表)等	様式任意
14	苦情処理概要書	苦情を処理するために講ずる措置の概要	様式7
15	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式8
		暴力団関係者の排除に係る誓約書	様式9

※上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めています。

(2) 提出部数

正本 1部、副本 10部(法人登記簿謄本、納税証明書等コピー可)

(3) 提出書類の体裁

提出書類は、以下のとおり体裁を整えてください。

- ① A4版縦で統一し、原則左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさはA4版に統一してください。
- ② 図面などでA4版のサイズを超えるものは折りたたむなどの工夫をしてください。
- ③ 提出書類は、提出書類一覧の順番にA4版フラットファイルに左綴じしてください。
- ④ 全体の目次を最初に付けてください。(別紙様式)
- ⑤ 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟んで、仕切り紙に数字表記のインデックスを付けてください。
- ⑥ 正本と副本の記載内容が異なることのないように御注意ください。なお、副本は、正本の写しとしてください。
- ⑦ フラットファイルの表紙、背表紙に「小規模多機能型居宅介護応募関係書」または「看護小規模多機能型居宅介護応募関係書」及び法人名を記載してください。

11. その他留意事項

- (1) この応募に関する一切の費用については、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類中の個人情報については、本選考以外の用途には使いません。
- (3) 応募に際して不正行為を行った場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (4) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出していただきます。
- (5) 選定結果により、指定候補事業者なしとする場合や再公募する場合があります。
- (6) 選定結果は、応募したすべての事業者へ文書により通知します。なお、本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。また、審査・選定結果に対する異議には応じられません。
- (7) 選定された事業者については、市のホームページで公表します。
- (8) 審査・決定結果に対する異議には応じられません。
- (9) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。

－お問い合わせ－

中津市 健康福祉部 介護長寿課 介護係

お問い合わせフォーム <https://logoform.jp/form/GEJZ/615895>

Tel (0979) 62-9804(直通)

Fax (0979) 26-1217